



杉並区議会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会議規則（昭和三十一年九月二十五日議決）の一部を次のように改正する。  
第十二条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ理由を付け、委員長からあらかじめ議長に提出しなければならない。

第十五条第二項中「議員が提出した事件及び動議で、」を削る。

第三十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第五十五条の見出し中「取消」を「取消し又は訂正」に改め、同条中「取消す」を「取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第八十四条第一項中「及び氏名（法人は、その所在地・名称及び代表者の氏名）」を記載し捺印」を「（法人は、その所在地及び名称）を記載し、請願者（法人は、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

第八十八条第一項中「意見を付け、」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。  
第九十六条中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新 規 則  
旧 規 則

(議案の提出)

第十二条 略

2 委員会が議案を提出しようとするとき

は、その案をそなえ理由を付け、委員長からあらかじめ議長に提出しなければならない。

(事件及び動議の撤回等)

第十五条 略

2

前項の

承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(議案の委員会付託)

第三十二条 略

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出

した議案は、委員会に付託しない。ただ

(議案の提出)

第十二条 略

2 議員が提出した事件及び動議で、前項の

承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(事件及び動議の撤回等)

第十五条 略

2

議員が提出した事件及び動議で、前項の

承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(議案の委員会付託)

第三十二条 略

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出

した議案は、委員会に付託しない。ただ

3| し、議会の議決で付託することができる。  
略

(発言の取消し又は訂正)

第五十五条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(請願の提出)

第八十四条 請願は、邦文を用い、請願の主旨・提出年月日・請願者の住所(法人は、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人は、代表者)が署名又は記名押印の上、議員の紹介により議長に提出しなければならない。

2 略

(委員会の報告)

第八十八条 委員会は、請願について、審査

2| 略

(発言の取消)

第五十五条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消すことができる。

(請願の提出)

第八十四条 請願は、邦文を用い、請願の主旨・提出年月日・請願者の住所及び氏名(法人は、その所在地・名称及び代表者の氏名)を記載し捺印の上、議員の紹介により議長に提出しなければならない。

2 略

(委員会の報告)

第八十八条 委員会は、請願について、審査

の結果を左の区分により  
議長  
に報告しなければならない。

一及び二 略

2| 委員会は、必要があると認めるときは、  
請願の審査結果に意見を付けることができる。

3| 略

(資格決定の審査)

第九十六条 前条の要求については、議会は  
第三十二条第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

の結果を左の区分により意見を付け、議長  
に報告しなければならない。

一及び二 略

2| 略

(資格決定の審査)

第九十六条 前条の要求については、議会は  
第三十二条第二項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。